

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月29日

【会社名】 株式会社セルム

【英訳名】 CELM, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加 島 禎 二

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

【電話番号】 03-3440-2003

【事務連絡者氏名】 取締役 吉 富 敏 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

【電話番号】 03-3440-2003

【事務連絡者氏名】 取締役 吉 富 敏 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2023年6月29日開催の当社第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円

総額84,780,500円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するに伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加島禎二、吉富敏雄、井上卓哉、古我知史の4名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、渡邊龍男、広野清志、新谷美保子の3名を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、金銭報酬として年額2億円以内（うち社外取締役分年額2千万円以内）とするものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、金銭報酬として年額1億円以内とするものであります。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬について、年額2千万円以内（年間6万株以内）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	92,131	60	0	(注)1	可決 99.93
第2号議案 定款一部変更の件	92,076	115	0	(注)2	可決 99.87
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
加島 禎二	92,076	115	0	(注)3	可決 99.87
吉富 敏雄	92,131	60	0		可決 99.93
井上 卓哉	92,098	93	0		可決 99.89
古我 知史	92,134	57	0		可決 99.93
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
渡邊 龍男	92,110	61	0	(注)3	可決 99.93
広野 清志	92,110	61	0		可決 99.93
新谷 美保子	92,115	56	0		可決 99.93
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	92,070	121	0	(注)3	可決 99.86
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	92,064	127	0	(注)3	可決 99.86
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	87,487	4,704	0	(注)3	可決 94.89

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。